

当社に係る営業秘密盗用訴訟の概要と教訓、 営業秘密保護法制について

2014年11月27日

新日鐵住金株式会社

参与 知的財産部長 実原 幾雄

本日の内容

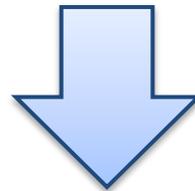
1. はじめに：当社における産業スパイ訴訟、鉄鋼製品・プロセスの特徴と電磁鋼板
2. 訴訟提起に至る経緯
3. 当社の考える事件の全体像
4. 各国訴訟の進展状況
5. 事件から学ぶもの
6. 直近の他の事件
7. 営業秘密保護強化のための法制等の提案：喫緊の対策

本日の内容

1. はじめに：当社における産業スパイ訴訟、鉄鋼製品・プロセスの特徴と電磁鋼板
2. 訴訟提起に至る経緯
3. 当社の考える事件の全体像
4. 各国訴訟の進展状況
5. 事件から学ぶもの
6. 直近の他の事件
7. 営業秘密保護強化のための法制等の提案：喫緊の対策

当社に係る産業スパイ訴訟

1980年代後半から長期にわたり、**韓国POSCO**が、当社OBに多額の報酬を支払うこと等により、当社の**方向性電磁鋼板の製造技術に関する営業秘密**を不正に取得し使用

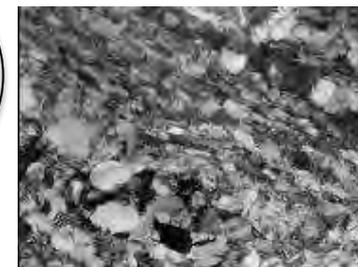
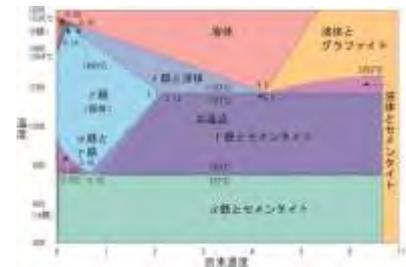
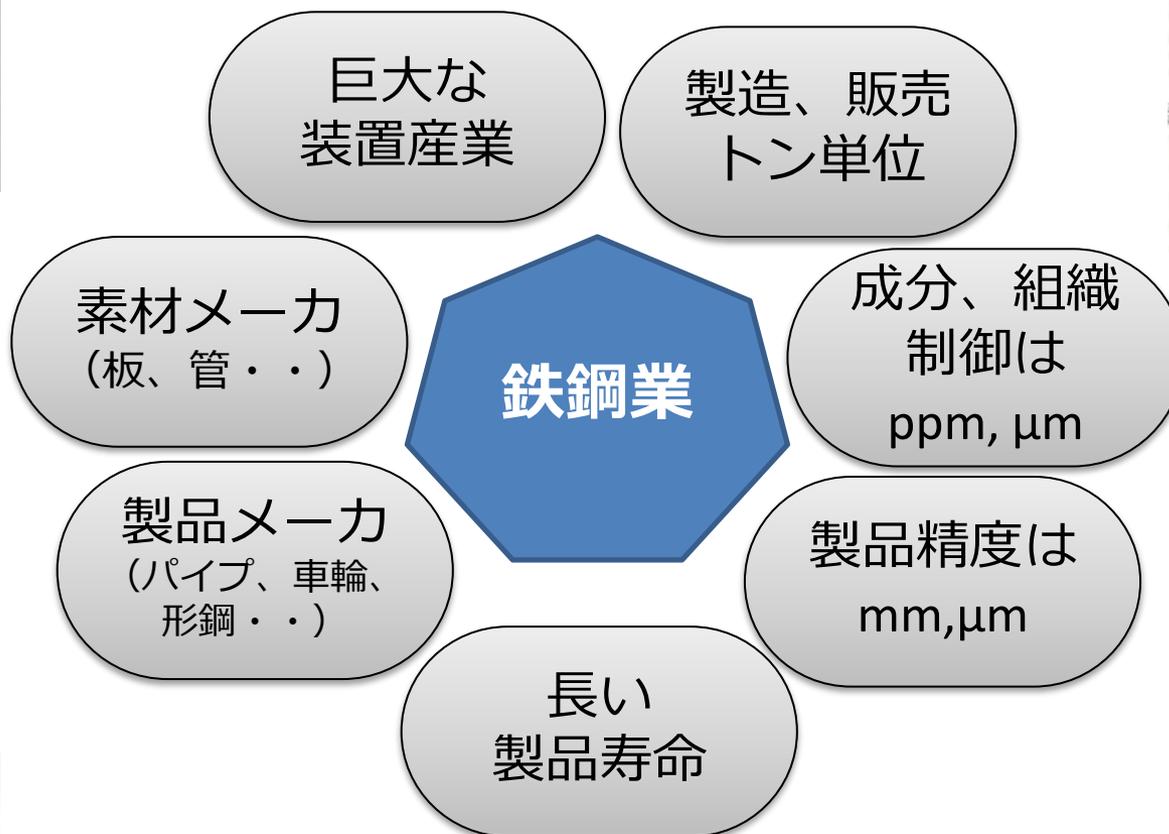


当社は、2012年4月、

- 日本において、不正競争防止法に基づき約1000億円の損害賠償と差止めを求め提起
- 米国において、米国特許権侵害に基づく損害賠償と差止めを求め提訴



鉄鋼業の特徴



**素材メーカーであり、製品メーカーでもある。
巨大装置産業でありながら、繊細な制御が必要。**

素材としての鉄：素材間比較

(円/100g)

素材、製品価格の比較(100gあたり)



鉄鋼業のものづくり：プロダクト×プロセスの造り込み

物質投入量

日本の総物質投入量
(15.7億ト、2011年)に
占める鉄鋼業の割合：
22%



一次エネルギー投入量

日本の一次エネルギー総
供給量（一次エネルギー
総投入量：20,819PJ、2012
年）に占める鉄鋼業の割
合：10%



資源・エネルギー生産性の極大化

- ・省エネルギーの追求
- ・マテリアル・エネルギーサイクルの追求

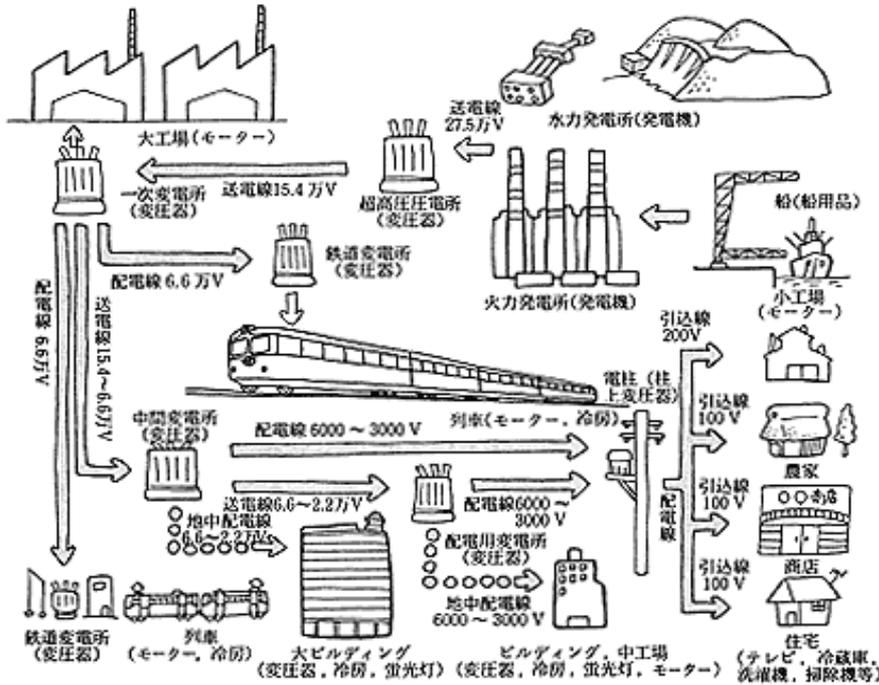


微細金属組織制御による鋼材の極限性能追求

ITを駆使した制御技術による
高効率安定生産・省力化

ナノレベルで制御して
キロメートルで造り込む

方向性電磁鋼板とは



電磁鋼板とは？

磁性（磁石につく鉄の特性）を制御して、磁気⇄電気というエネルギー交換を行う機器に利用される機能性鋼材。発電～消費に渡る電力変換プロセスで発生するロス を低減し、省エネルギーに貢献。

方向性電磁鋼板とは？

一方向に磁化し易い特性を持たせた電磁鋼板で、電圧変換器（トランス）に必須な鉄心要材料。電圧変換時の鉄心に起因する電力ロスを大幅に低減し、省エネに大きく貢献する優れた鋼板であり、電力需要が急拡大する新興国をはじめ世界中で広く使用されている。

高性能鋼材 5 品種 797 万トンの（国内 + 輸出）の使用段階における省CO₂量合計
2008 vs. 1990 ((財)日本エネルギー経済研究所試算)



(800万ト)



(10万ト)



(160万ト)



(160万ト)

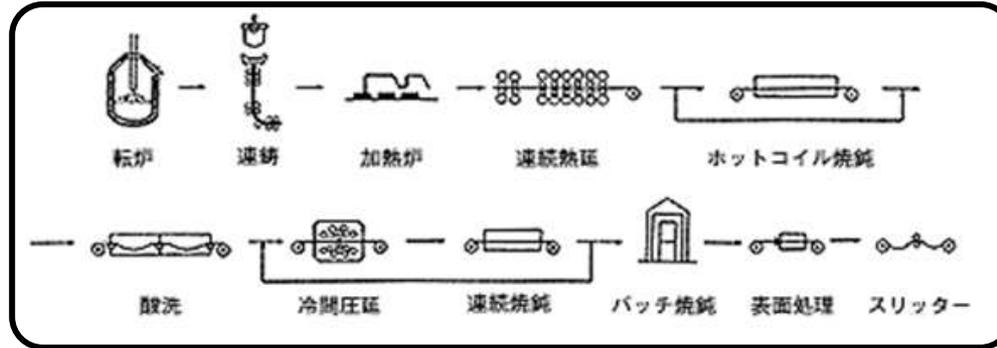


(360万ト)

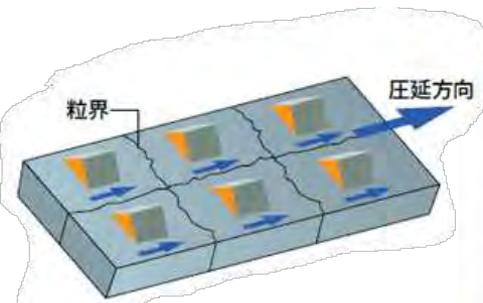
トランス
方向性電磁鋼板使用

方向性電磁鋼板の製造プロセスと結晶粒・方位制御

－マイクロレベルの組織制御による機能性鋼板の製造－



コーティング工程へ



圧延方向に対して全ての結晶が、整然と
同じ方向に並ぶよう
に制御

一次再結晶 50 μ m

Goss 二次再結晶核
{110} <001> 粒
冷延時形成される
剪断変形帯より再結晶

+

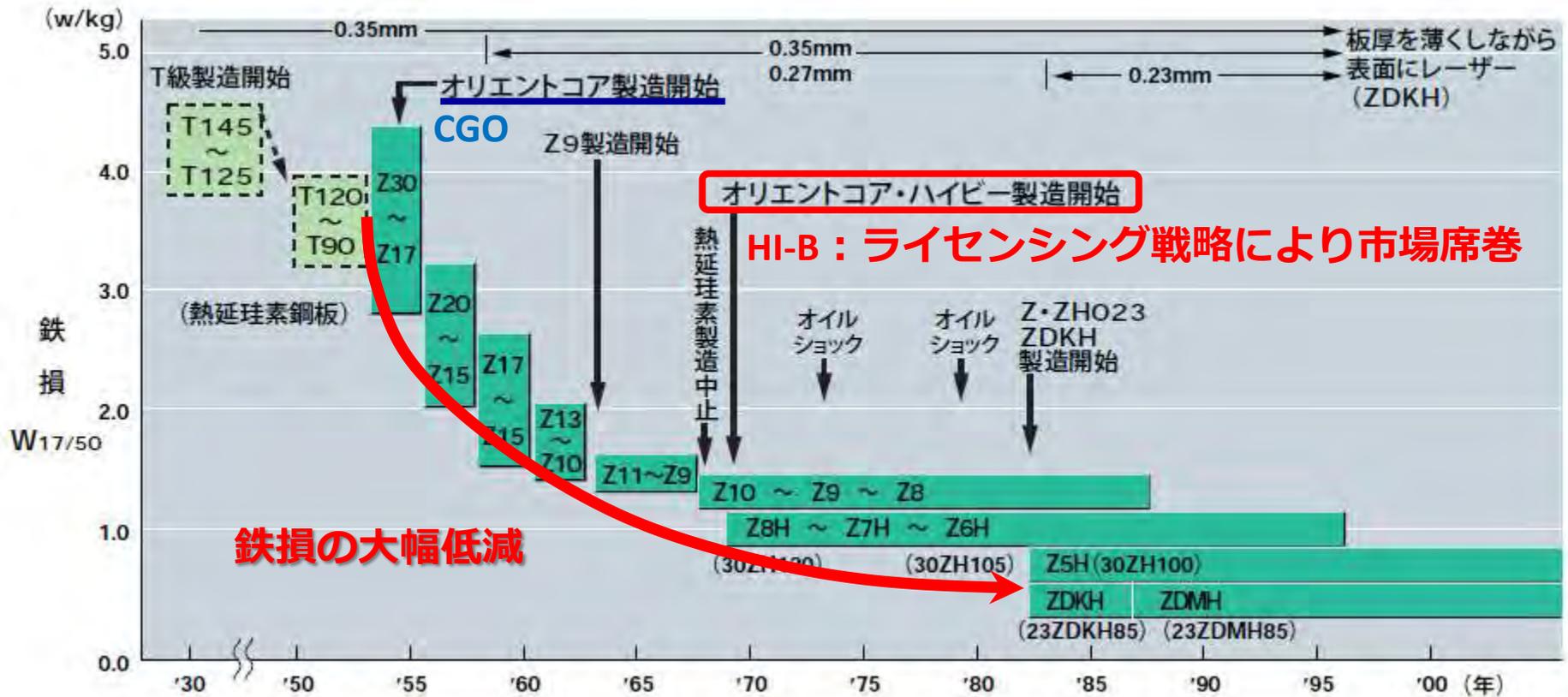
対応方位粒
{111} <112>
{411} <148> 等

+

その他の方位粒

二次再結晶 5cm

方向性電磁鋼板の品質向上の歴史



約50年前に米国ARMCO社より技術導入して製造を開始したレベルと比較すると鉄損は約1/5程度にまで低減

本日の内容

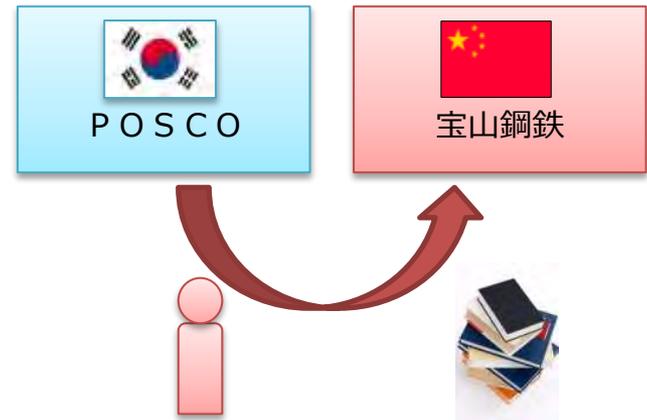
1. はじめに：当社における産業スパイ訴訟、鉄鋼製品・プロセスの特徴と電磁鋼板
- 2. 訴訟提起に至る経緯**
3. 当社の考える事件の全体像
4. 各国訴訟の進展状況
5. 事件から学ぶもの
6. 直近の他の事件
7. 営業秘密保護強化のための法制等の提案：喫緊の対策

当社の事件

2007年10月

POSCO社員 L氏が、POSCOの方向性電磁鋼板に関する営業秘密を**約550万ドル**で中国・宝山鋼鉄社に売り渡したとして、韓国で拘束・起訴。

L氏は、「宝鋼へ売却したのは**POSCOが不正に入手した新日鐵の技術情報**である」として無罪を主張、多数の証拠を提出。



2008年10月2日大邱高等法院判決 懲役3年・執行猶予5年（確定）

（韓国裁判所による判決文の記載）

- 「POSCOが...新日鐵の退職技術者...と契約を締結し、**新日鐵の各種資料と情報の提供を受けた**と見られる事情が一部窺える。」
- 「POSCOが本件資料の一部を**正当でない方法で取得、保有している**という事情が一部窺える。」

L氏事件訴訟記録の閲覧謄写請求について

当社は**L氏刑事事件記録の閲覧・謄写請求**を二度にわたって実施。大法院まで争ったが、認められなかった。しかし、

L氏事件は、

当社が**本事件の存在を認識する端緒**になり、

その後**徹底的な調査を開始する契機**となった。

国内実行犯の自宅等に証拠保全手続等実施



段ボール数十箱分の重要資料

契約書、報告書、議事録、技術資料等

盗用事実を示す膨大な資料



本日の内容

1. はじめに：当社における産業スパイ訴訟、鉄鋼製品・プロセスの特徴と電磁鋼板
2. 訴訟提起に至る経緯
3. 当社の考える事件の全体像
4. 各国訴訟の進展状況
- 5. 事件から学ぶもの**
6. 直近の他の事件
7. 営業秘密保護強化のための法制等の提案：喫緊の対策

本件事件を踏まえ、 営業秘密防衛のために必要なこと（1）

本事件から浮かび上がる産業スパイの**3つの手口**

手口1 資料の持ち出し

直ちに最新の製造設備を立ち上げることにより日本企業に追いつこうとの意図から、ターゲットは**日本企業の最新鋭の製造設備の設備資料、操業資料**そのもの。

手口2 中核技術者の籠絡

中核技術者を巧妙にスカウトし、協力者に仕立てあげることから、**従前来の営業秘密管理施策では防げない。**

手口3 隠ぺい工作

盗み出した情報を「使用していない」こととするためダミー特許を申請する等、**万一露見した場合に充分備えている。**

**営業秘密の「管理」だけでは防げない
(抑止効果のある罰則、賠償が不可欠)**

本件事件を踏まえ、 営業秘密防衛のために必要なこと（3）

営業秘密防衛のための **3つの意識改革**

意識改革 1 被害にあうことは 「恥」ではない

「きちんと管理していれば
産業スパイの被害にあうこ
とはない」との迷信を払拭
することにより、被害者の
損害回復のアクションへの
障壁を取り除く。

意識改革 2 産業スパイ行為は重罪

現実に処罰される例はまだ積
上がっていないが、**産業スパ
イ行為は重罪**であり、**資料を
持ち出す技術者も、買う企業
もそれぞれ犯罪者**であるとの
認識を新たにする。

意識改革 3 「戸締り用心」から 「通報」へ

営業秘密に係る喫緊の課題
は、管理方法（「**戸締り用
心**」）から、警察にいか
に立件してもらうか、いかに
損害を回復するか（「**通
報**」）ということに移行し
ている。

**警察への通報と民事訴訟提起により
産業スパイを許さない社会へ**

本件事件を踏まえ、 営業秘密防衛のために必要なこと（４）

産業スパイを許さない社会のための**3つの実行プラン**

実行プラン1

警察の捜査能力等

兆候を感じた時点で相談。
また、産業スパイ事件の重大性を官民ともに再認識し、「**親告罪**」規定の撤廃（*法改正事項）、不正入手者の「使っていない」との不当な抗弁を封じる。
（*法解説見直し、推定規定導入（*法改正事項））

実行プラン2

不正と戦う企業の アクションプラン

事件端緒発見時の行動、「秘密管理性」を含む立証方法等、不正発覚時のアクションプラン策定、啓蒙。
（*経済産業省「**営業秘密管理指針**」の見直し：事後対応編の新設）

実行プラン3

「国益」保護に係る 国の決意

わが国の営業秘密に係る事件について、準拠法、管轄ともに日本であることを法的に再確認し、わが国がわが国の営業秘密（「**国益**」）を守る決意を改めて示す。（*法改正事項）

官民両者の現実直視と実効性ある法改正による国益の保護

本日の内容

1. はじめに：当社における産業スパイ訴訟、鉄鋼製品・プロセスの特徴と電磁鋼板
2. 訴訟提起に至る経緯
3. 当社の考える事件の全体像
4. 各国訴訟の進展状況
5. 事件から学ぶもの
6. **直近の他の事件**
7. 営業秘密保護強化のための法制等の提案：喫緊の対策

直近の他の事件・報道等

① 東芝vs.SKハイニックス（韓国）：最先端の情報技術の海外不正流出が刑事事件に発展

警視庁は東芝とフラッシュメモリーの製造事業で提携する**半導体メーカー（サンディスク）のOBを逮捕（2014年3月12日）**。社員だった2008年春頃、東芝のフラッシュメモリーの開発拠点である四日市工場（三重県）で、「営業秘密」にあたるメモリーの大容量化に必要な最新の研究データを記録媒体にコピーし、転職先の韓国半導体大手SKハイニックスに提供した疑い。東芝は2013年夏、警視庁に刑事告訴していた。**東芝はSKハイニックスに対し、不正競争防止法に基づく民事訴訟（約1100億円の損害賠償等）を提起。**

② 日産自動車OBが不正競争防止法違反で逮捕：新車販売計画などのファイルデータをコピー SUV「エクストレイル」の**営業秘密を不正に取得した疑いで日産OBを逮捕（2014年5月13日）**

③ ベネッセの顧客情報流出：名簿業者を通じて複数競合社に情報拡散

④ 米国デュポン社の塩化物ルート二酸化チタン製造に係る営業秘密窃取事件

2014年3月5日、サンフランシスコ連邦陪審員は、2ヶ月にわたる陪審員裁判の結果、**2個人（エンジニアリングコンサル会社社長、とデュポン社のOB）、エンジニアリングコンサル会社法人に対し**、長年に渡るデュポン社の塩化物ルート酸化チタン製造技術に関わる**営業秘密を中国政府管理下にある会社法人（攀鋼集団）の利益のために**（中国四川省重慶における10万t/年の酸化チタン工場を含め、大規模な塩化物ルート酸化チタン製造インフラ開発の支援目的）窃取したとして、経済スパイ、営業秘密窃取、破産偽装、脱税、司法妨害の加重処罰で**合計20カウントに上る有罪判決**を下した。

⑤ 米国政府、中国軍当局者5人をサイバー攻撃によるスパイ容疑で初の訴追

2006～14年に中国が有利となるような米国の企業情報などを鉄鋼大手USスチールやアリゲニー・テクノロジーなど米企業5社と米国鉄鋼労組(USW)をサイバー攻撃したとして、**中国人民解放軍の5人に産業スパイや営業秘密窃盗など31カウントの罪を追求（2014年5月19日）**。

米連邦捜査局（FBI）でサイバー犯罪の捜査を指揮するロバート・アンダーソン氏は、「**外交努力やサイバー攻撃の情報公開だけでは活動を抑えることができなかった**。今回の起訴は、訴追の道を開き、今後はこうしたことが繰り返される」と述べた。

⑥中国がサイバー攻撃を介して、日本や米国などに経済スパイ活動

2014年6月20日 朝日新聞朝刊報道。

「来日した米情報セキュリティー会社「クラウドストライク」のジョージ・カーツCEOが国や企業に注意を促す。同社が追跡する**ある中国の組織による日本への攻撃は、2010年以降で計42件あり、製造業の設計図など知的財産が盗まれた事例もあった**という。」



デュポン社事案と当社事案との比較

	デュポン社（米国）の事案:塩化物ルート酸化チタン製造技術	当社（日本）の事案
刑事/民事 対象法	刑事（告訴：2012年3月） 経済スパイ法	民事（訴訟提起：2012年4月） 不正競争防止法
原告	米国政府	当社
被告	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジニアリングコンサル会社（米国）社長、その妻 ・デュポン社OB 1名（全3名、1名は自殺、又1名は捜査に協力） ・エンジニアリングコンサル会社（米国） ・攀鋼集団（中国） 	当社OB ポスコ社、ポスコ日本社
罪刑裁定	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジニアリングコンサル会社社長：20カウントの有罪 司法妨害、証人への不当圧力、捜査妨害、不正納税申告、 経済スパイ、営業秘密窃取、、、 →15年の禁固刑、2780万\$の不法収入没収、50万\$強の不当 利益返還 ・エンジニアリングコンサル会社： →1900万\$の罰金 ・デュポン社OB： 営業秘密窃取の共謀・未遂、営業秘密不正移転、司法妨害、、 →2.5年の禁固刑、75万\$の不当利益返還・損害賠償 	係属中 <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償：約1000億円 ・製造差止
事件発覚の 端緒とアク ション	シェブロン社OBの関与を告発する怪メール →デュポン社－シェブロン社連携、デュポン社－捜査当局連携 →通信傍受等で精力的に証拠収集→刑事告訴	ポスコ社のOBが宝鋼に技術を 売り渡したとの韓国での刑事 告発・裁判→裁判判決入手 →証拠保全→証拠分析→訴訟
商品の特徴	1940年代後半に開発完了・上市 (1990年代から窃取行為がスタート)	1960年代に開発完了・上市 (1980年代後半から窃取)

本日の内容

1. はじめに：当社における産業スパイ訴訟、鉄鋼製品・プロセスの特徴と電磁鋼板
2. 訴訟提起に至る経緯
3. 当社の考える事件の全体像
4. 各国訴訟の進展状況
5. 事件から学ぶもの
6. 直近の他の事件
7. **営業秘密保護強化のための法制等の提案：喫緊の対策**

営業秘密保護強化のための法制検討

独立立法化、水際対策、国際制度調和等、制度上検討を必要とする事項は多いが、経済的繁栄のためのツールとして我が国が整備している知的財産制度を国際制度間競争に勝ち残るといった視点から見直し、不正競争防止法の範疇を主にフォーカスして最低限直ちに対策を講じるべき（講じることが充分可能な）事項を検討

「知的資産」防衛・窃取抑止策の基本的考え方

- 近年増加し複雑化している営業秘密盗用事件と米国の法執行機関の毅然たる対応状況を考えると、新法の制定を遠景に据えつつ、不正競争防止法の範疇にメインにフォーカスし、最低限直ちに対策を講じるべき（講じることが十分可能な）事項の検討と実行を最優先すべき
- 主に国内実行犯に対しては、確実・厳重な刑事処罰を徹底し、一方、主に海外主犯企業に対しては、民事賠償請求の適正な執行により日本企業に不正取得利益奪回の機会を付与することでその両者の相乗効果により実効性のある知的資産の防衛と窃取抑止を実現すべき

「知的資産」防衛・窃取抑止策の全体観

<主に国内実行犯> 确实・嚴重な刑事処罰

- ・営業秘密の窃取等自体を処罰
- ・「非親告罪」化
- ・嚴罰化(罰則強化)
- ・未遂罪処罰化

①

営業秘密侵害に関わる犯罪に
司法取引を解禁(政令指定)

②

刑事

捜査当局との連携
— 確信犯の処罰

営業秘密管理指針の改定
(事後対策編新設)

確信主犯企業からの
不正取得利益奪回

民事

相乗効果による技術資産の防衛と 窃取抑止効果の実現

刑事事件での収集証拠の
民事訴訟への適用

③

- ・資料は受領したが使っていないとの抗弁を封じる
— 不正競争防止法第六条の具体的態様明示義務が
免除される「相当の理由」から営業秘密を排除
(「逐条解説不正競争防止法」の解説変更)
- ・「推定規定」導入

<主に海外主犯企業> 民事賠償請求の適正な執行

①： 確実・ 厳重な刑事処罰実現のため（1）

「営業秘密」の不正窃取等自体を処罰

- ・・・現行法の現行運用では、「図利加害目的」の立証ハードルが厳しく、不正企業との密約、対価の收受等が立証されない限り、不正窃取自体（ダウンロードしてUSBに格納して資料を自宅への持ち帰り、資料不正コピーの転職先での所持等）を発見してもなかなか処罰できない。
- ⇒ ・ **軽度の刑（懲役3～5年以下程度）の新設、又は、**
・ **構成要件から目的要件は外し、処罰に値しない場合を、「違法阻却事由」、「責任阻却事由」という形で類型化できないか**



迅速な摘発⇒的確な処罰・不正使用未然防止

米国の経済スパイ法の解釈も参考に、「図利加害目的」の解釈と運用について議論を尽くすことを含め、構成要件について検討を望みたい。

【参考】米国経済スパイ法（EEA） – 刑事罰の構成要件

Roper, C. (2014), "The Economic Espionage Act," in *Trade Secret Theft, Industrial Espionage, and the China Threat*, New York: CRC Press, pp.143-151.

§1831 経済スパイ罪 – §1832の加重類型 –

§1832 産業スパイ罪

共通

- (1) 被告の情報窃取行為(又は、窃取共謀・未遂行為)
- (2) 被告は情報を営業秘密と知って、又は確信して犯行に及んだ
- (3) 窃取情報は真に営業秘密であった(共謀や未遂の場合、営業秘密である必要無し)

(4) 被告は犯罪行為が外国政府、又は外国政府組織、又は外交官を利する、又は利することを意図していたことを知っていた

- (4) 被告は営業秘密を保有者以外の経済的利益のために横領を意図した
- (5) 被告は営業秘密の保有者が被害にあうことを知り、又は意図していた
- (6) 営業秘密は州を跨ぎ、又は国際取引で製造、又は扱われる製品に含まれていた

ただし、「**図利加害目的**」
↓

内心の意図は直接証明しようが無く、状況証拠によって認定するほかは無い。米国の裁判例は、『**秘密保持のために施された合理的な措置を破って秘密を持ち出せば、それは保有者以外の経済的利益を意図したものであり、保有者の被害を意図したものであると認定してよい**』との解釈に立脚する。

①、②： 確実・ 厳重な刑事処罰実現のため（2）

「非親告罪」化

⇒ 「重大な犯罪」であることの宣言

「厳罰化」

（不正取得価額に応じた適切な罰金体系、国外向け不正提供に関する法的刑の引き上げ等の検討）

⇒ 罰則の強化

「未遂罪」

（情報への不正アクセス・取得行為の処罰）

⇒ 法定化（処罰化）

法務省「新時代の刑事司法制度特別部会」（2014年7月9日）
「適正手続の下での事案の解明と刑罰法令の適正かつ迅速な適用」に向けて、人権が厳格に守られる前提で、独禁法、金商法に加え、政令で指定するその他の財政経済関係犯罪において司法取引が解禁されるべき旨が決議



営業秘密侵害に関わる犯罪に
司法取引を解禁（政令指定）

技術資産盗用の抑止に関する
国の強い決意を表明

②

「非親告罪」化

- ▶ 親告罪とされる犯罪は、刑事裁判によって事実が明らかにされることにより被害者の名誉やプライバシーが更に侵害されることに配慮すべき事案、罪の被害が通常軽微であり被害者の望まない場合まで処罰する必要はないと考えられる事案等が該当するが、営業秘密侵害罪の保護法益、なかんずく最近の当罰性評価を考えると、処罰の可否を被害者の意思に委ねるような犯罪類型に今なお据え置くのは疑問。
- ▶ 被害企業の意味を全く無視した独善的捜査の可能性を懸念する声もあるが、証拠収集の実務、検察の訴追判断における重み付けを考えれば杞憂と思える。
- ▶ 産業スパイ事件が規模・質ともに増加するなかにあって、親告罪に据え置くのは、加害者・被害者の何れに対しても「軽微な罪」との誤った規範的メッセージを発信することになってしまうことが懸念される。
- ▶ 国内外への知的資産盗用の抑止に関する強い決意の表明。

➤個人罰金の引き上げ：

□1千万円 → 1億円

➤法人重課：

□広義の競争法にあたる独占禁止法の両罰規定が5億円、市場の公正な価格形成と国民経済の健全な発展等を目的とする金融商品取引法で最高刑が7億円となっていることを考慮

□不正な利益を吐き出させるという観点から、刑事において不正取得・使用を行った事業者について実行行為を行った個人にのみ刑罰を科し、個人の有罪が確定した場合、該当する産業の主務大臣が当該事業者の不正使用による売上高に一定比率を乗じた課徴金を課すといった方法の検討

「営業秘密侵害に関わる犯罪」を政令指定で司法取引解禁

- ▶独禁法におけるリニエンシー導入に際しては相当な物議を醸したものの、結果として効力が大きいと高く評価されている我が国の現状、又、米国では司法取引が常態化している現状を踏まえ、政令指定で「営業秘密侵害に関わる犯罪」に司法取引を解禁することが望まれる。
- ▶産業スパイ事件は密室の事件であり、摘発を実効性あるものとするため、情報の不正開示を行った被害者企業のOB等、情報の不正使用を行ったものを除き一定の属性に該当するものについてはリニエンシーによる自白や証拠提出のための措置が検討に値する。例えば、犯罪の立証に決定的となる証拠を提出した関与者数名までについて被害者企業の「逆親告」がある場合、起訴猶予する等の措置が考えられる。

日米刑事法制の違い（私案）

➤米国：

多くの行為類型を決疑論的に列挙するアメリカ法独特の文化の所産で、通信傍受、囹捜査等を駆使して証拠を大量に集め、多数の犯罪の立証可能性を引き出すとともに、司法取引等で相手の供述を引き出すという一連の手法が定着。実体法の間口、及び、通信傍受・囹捜査等の証拠収集手続きを広く構える一方で、公判手続きを比較的厳格にして、結果として妥当な処罰を実現。

➤日本：

実体法の間口は狭く、証拠収集手続きは厳格で、当罰性のある事案を適切に処理できない（処理しようとする、捜査・立証コストがバランスを欠いて著しく高くなる）。

➤両国刑事法制の決定的な差：

営業秘密の侵害行為が、事案（経済スパイ行為）によっては「国家的法益の侵害」という性質を帯びることが、現在の我が国の法制では全くと言っていいほど勘案されていないことではないだろうか。

④：民事賠償請求の適正な執行（1）

- ・「資料は受け取ったが使っていない」との抗弁を封じる

「使っていない？ではどんな作り方をしているのか？」⇒

「営業秘密なので言えない」との抗弁を禁じる

⇒「不正競争防止法第6条」の経済産業省解説変更

- ・「推定規定」の導入

- ・訴訟負担軽減

刑事事件での収集証拠・明確化された事実関係の民事訴訟への適用

刑事裁判での損害賠償命令申立



迅速な民事訴訟⇒不正利益の奪回

「不正競争防止法第6条」の経済産業省解説変更

- ▶ 現在、知的資産に関わる技術情報は受け取ったが被告製品に「使っていない」との被告側の抗弁に対し、不正競争防止法の第六条で「具体的態様の明示義務」が規定されている。但し、「相当の理由」があるときはこの限りではないとの記載があり、経済産業省編著の「逐条解説不正競争防止法 平成23・24年度改定版」には、相当の理由として営業秘密が例示されている。
- ▶ この相当の理由の例示から営業秘密を除外すれば事足りるのではないか。これまでの不正競争防止法の数度に渡る改正で、「秘密保持命令」、「刑事訴訟手続きの特例」が条文化されており、営業秘密を秘密保持命令の下に開示し使用の有無を裁判長の判断に委ねるのが妥当。営業秘密侵害訴訟を提起する側も受ける側も相当な覚悟で臨んでいるはずであり、裁判で事実関係を明らかにすることこそ重要。
- ▶ 相当の理由なく明示しないときは、文書提出命令同様の真実擬制の効果を持たせる等、不正使用を行っていないことについて侵害者に挙証義務を負わせることが必要である。加え、裁判による迅速な真実究明のため、民事訴訟における文書提出命令について不当に提出拒否が行われないう拒否事由を合理的に定めるとともに、実効性ある刑事罰を新設することが有用。

民事賠償請求の適正な執行（2）

- ・ **日本法で、日本の裁判所で裁判を行う旨の宣言**
 - ⇒ 「**通則法**」第16条、「**民事訴訟法**」第5条第9号の解釈の明確化
- ・ **迅速な裁判の遂行と適正な裁判資料の公開等による国民への事実伝達**
 - ⇒ **憲法第82条の遵守、民事訴訟法第168条の適切な運用**



日本企業の利益を守ることへの国の決意表明

1. 水際対策（関税法改定）

現行の知的財産権侵害物品の取締制度においては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の諸権利に加え、不正競争防止法により保護される利益に係る権利のうち、混同惹起行為、著名表示冒用行為、商品形態模倣行為、及び技術的制限手段回避措置提供行為にのみ取締まり対象が限定されており（関税法69条の11第10項）、営業秘密侵害行為については対象となっていない。

この点について、営業秘密侵害品も含めることを検討し、さらに営業秘密侵害の認定手続きについて実効的に行う手段の検討が必要。

2. 転得（贓物故買）

3. 時効・除斥期間撤廃

4. 営業秘密国外取得・領得行為の処罰（不正使用行為に加え）

ご清聴ありがとうございました。

